

建 技 第 4 9 1 号
平成 30 年 3 月 30 日

各出先機関の長 様

技術管理課長

静岡県土木設計積算システム端末管理規程の改訂について（通知）

別紙のとおり、「静岡県土木設計積算システム端末管理規程」を改訂したので
通知します。

担当：建設 I C T 推進班 芹澤
電話：0 5 4 - 2 2 1 - 2 1 2 8
e-mail: gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県土木設計積算システム端末管理規程

制定 平成8年7月 4日

(設計 第 70号)

改訂 平成9年3月27日

(設計 第218号)

改訂 平成11年3月31日

(設計 第212号)

改訂 平成20年3月31日

(建技 第283号)

改訂 平成22年4月1日

(建技 第144号)

改訂 平成24年4月1日

(建技 第136号)

改訂 平成30年3月30日

(建技 第491号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、静岡県土木設計積算システム（以下「積算システム」という。）の端末操作及び電算帳票作成業務（以下「業務」という。）の委託に関して必要な事項を定めることにより、積算システムの適正な運用を行い事務の効率化に資するとともに、機密の保持を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 積算システム

静岡県交通基盤部建設支援局建設技術企画課長（以下「建設技術企画課長」という。）が管理するプログラムによって、電子計算機に処理を行わせて公共事業に係る工事、調査等の設計書を作成するコンピュータのシステムをいう。

(2) 電算帳票

積算システムへ設計積算データの入力を行うためのデータリスト等をいう。

(3) SMILES

静岡県交通基盤部建設支援局建設技術企画課（以下「建設技術企画課」という。）及び県の関係機関が管理する積算システムをいう。

(4) SMILES-ASP

IT回線経由で使用できる受託業務用積算システムをいう。

(5) 端末管理者

S M I L E S が導入された端末装置を管理する者をいい、端末装置の設置場所を管理する課長又は出先機関の長をいう。

(6) 運用担当者

積算システムの運用に関し、建設技術企画課との連絡調整にあたる者をいい、端末管理者が指名した職員をいう。

(7) 土木積算 S・E

業務を受託しようとする者（以下「受託業者」という。）の職員で、一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「協会」という。）から「土木積算 S・E 証」の交付を受けた者をいう。

(8) 土木積算 S・E 証

協会が行なう講習会を受講するとともに、修了試験に合格し、協会に登録され、かつ、建設技術企画課長よりパスワードの交付を受けた者に、協会から交付される証明書をいう。

（職員の責務）

第 3 条 職員は、設計積算業務の処理にあたって、個人パスワードによる管理を厳正に行うものとし、秘密の保持に万全を期さなければならない。

（端末管理者の責務）

第 4 条 端末管理者は、次の事項を実施して端末装置の適正な使用及び障害防止のための管理を行うものとする。

(1) 端末装置設置場所の良好な作業環境の確保

(2) 適切な温度、湿度等の端末機器環境の確保

（障害時の対応）

第 5 条 端末装置に障害が発生した場合は、運用担当者は直ちに障害の状況を建設技術企画課に連絡するものとする。

2 建設技術企画課は、運用担当者に対して障害情報の収集、対応方法等必要な措置を指示するものとする。

3 建設技術企画課は、障害内容によって保守業者又は電子県庁担当と連携して障害復旧の措置を講じるものとする。

第 2 章 業務の委託

（協会の責務）

第 6 条 建設技術企画課長は、委託に係る業務（以下「委託業務」という。）を適正かつ安全に行うため、土木設計積算に関して一定の知識を有する者に限り土木積算 S・E パスワードを交付することができる。

2 協会は、受託業者を代表して土木積算 S・E の選定、土木積算 S・E 証発行手続きに関する事務を行うものとし、その際知り得た個人情報の管理に万全を期さなければなら

ない。

3 土木積算 S・E から、土木積算 S・E 証紛失の報告があった場合は、速やかに建設技術企画課に報告すること。

(業務の処理)

第 7 条 受託業者は、静岡県及び別表に掲げる県の関係機関の委託業務を担当する土木積算 S・E を選任し、SMILES-ASP により電算帳票を作成するものとする。

(システムの操作)

第 8 条 土木積算 S・E は、委託業務において土木積算 S・E パスワードを入力することにより SMILES-ASP に接続できるものとする。

2 土木積算 S・E は、電算帳票の出力内容が正確であるか設計図書と照合、確認するものとする。

(土木積算 S・E の義務)

第 9 条 土木積算 S・E は、委託業務を遂行するにあたって、次に掲げる規定を遵守するものとする。

- (1) 委託業務の処理にあたって、知り得た全ての情報は他に漏らしてはならない。
- (2) サーバへハッキングや攻撃等の不正な操作を行ってはならない。
- (3) 発行された土木積算 S・E 証は複製したり破損しないよう厳格に管理すること。
- (4) 業務以外の用途に使用してはならない。
- (5) 業務終了後、必要のない積算データは削除すること。
- (6) サーバからの応答速度が遅い場合は時間をずらして作業すること。
- (7) 土木積算 S・E 証を紛失した場合は、速やかに協会に届け出ること。

2 前項の規定に違反した場合は、土木積算 S・E パスワードを取り消すものとする。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 静岡県土木設計積算システム電算帳票作成業務委託に係る端末操作規程、「参考」土木積算 S・E 選定要領 (平成 4 年 5 月 15 日設計第 72 号)
- (2) 土木設計積算システム運営管理規程、土木設計積算システム運営管理規程の当面運用 (平成 4 年 5 月 15 日設計第 78 号)

3 この規程施行の際、現に土木積算 S・E である者は、講習を受けることにより、サーバーによる新積算システムの端末装置を操作することができるものとする。

4 この規程施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、建設技術企画課長が別に指定するものを除き、当分の間使用できるものとする。

附 則

この改訂は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改訂は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成30年4月1日から施行する。

別表 第7条に規定する県の関係機関

静岡県企業局
静岡県道路公社
静岡県大井川広域水道企業団

(別紙様式)

第6条関係

「様式1」 土木積算S・Eパスワード登録申請書

「様式2」 土木積算S・Eパスワード登録通知

「様式3」 土木積算S・Eパスワード登録通知

「様式6」 土木積算S・Eパスワード台帳